

特定非営利活動法人フードバンク信州

事務局規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、認定特定非営利活動法人フードバンク信州（以下「当法人」という。）定款第 20 条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 組織

(事務局)

第 2 条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 正規スタッフ
- (3) パートスタッフ
- (4) アルバイトスタッフ

2. 事務局長、スタッフの分掌は別紙「業務分担表」に定める

3. 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第 3 章 職責

(職員の職務)

第 3 条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) スタッフは、事務局長の命を受けて、各事業の業務を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第 4 条 職員の任免は、理事長の承認を経て事務局長が行う。

2. 職員の職務は、事務局長が指定する。

第 4 章 事務処理

(事務の決裁)

第 5 条 事務に関する事項は、原則としてスタッフが文書または電磁的記録によって立案し事務局長の決裁を受けて施行する。

(代理決裁)

第 6 条 理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2. 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第 7 条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規程は令和4年12月5日から施行する

付 則

この規程は令和5年2月6日から施行する。